

[事案 20-12] 解約取消・給付金請求

- ・平成 20 年 6 月 30 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 12 月 15 日 裁定不調

< 事案の概要 >

入院給付金等は妻が受領し権利者である被保険者(申立人)が受け取っていないし、また解約手続きも、妻が契約者(申立人)に無断でしたものなので、入院給付金等を支払い、保険契約を元に戻して欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

(1) 脳出血により、平成 9 年 3 月～5 月まで A 病院に 40 日間入院し、入院初日に右開頭血腫除去術の手術を受けた。その後、同年 5 月～6 月まで B 病院に 7 日間、同年 6 月～翌年 10 月まで C 病院に 474 日間、さらに平成 11 年 2 月から翌年 5 月まで D センターに連続して入院した。

そこで、平成 4 年加入の保険契約にもとづいて、全入院期間の入院日数の入院給付金と手術給付金を請求したところ、保険会社は、保険約款上同一の疾病については入院給付金の支払いは 120 日を限度とするが、この入院給付金および手術給付金(合計額金 80 万円)は、平成 9 年 9 月に申立人名義の口座に支払われていることを理由に支払いを拒絶された。

しかし、同給付金は妻が、請求権者である自分に無断で手続きし受領したものであり、自分は受け取っておらず支払いは無効である。

また、給付金以外にも、平成 13 年 1 月に積立配当金が妻に支払われているが、これについても妻が無断で請求、受領したものであるから無効である。

(2) さらに、本件保険契約は、平成 14 年 10 月に解約手続きがなされ、同年 11 月に解約返戻金が支払われているが、この解約手続きも妻が無断で行ったものであり、解約返戻金も妻が受領した。契約者である自分が知らない解約は無効である。

< 保険会社の主張 >

(1) 本件の入院は、いずれも脳出血を入院の原因とする連続した入院であることから、約款規定により 1 回の入院とみなし、本件入院給付金を請求いただいた平成 9 年 9 月時点で入院日数は 120 日を超過しており限度額である 120 日分の入院給付金 60 万円を、手術給付金 20 万円とともに同年 9 月に支払った。

本件入院給付金の請求手続き(郵送による)については、以下の点から正当権利者からの請求であると判断できることから、有効な手続きと考える。

- ・契約者と被保険者が同一人(申立人)であり、かつ当社に登録された申立人住所へ請求書を郵送している
- ・申立契約の保険証券の提出があった
- ・入院給付金送金の指定口座が申立人本人名義である

(2) 本件解約請求手続き(郵送による)については、以下の点から正当権利者からの請求であると判断できることから、有効な手続きと考える。

- ・当社に登録された申立人住所へ請求書を郵送していること
- ・申立契約の保険証券の提出があったこと
- ・解約請求書に押印された印鑑と、保険証券の契約者印が同一印であること
- ・解約返戻金送金の指定口座が契約者(申立人)本人名義であること

また、本件解約手続きは申立人の配偶者であり、平成 11 年の保険料払込み方法変更以降、

実質的に保険料を負担していた配偶者が、保険料の支払いが困難となり、申立人の同意を得たうえで行われたものであることを確認した。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書類等にもとづき審理を進めていたところ、保険会社から和解案(解約の取消し、未払込保険料の払込み等)の提案があった。

審査会では、同和解案について審理した結果、同案は妥当なものであると判断し、裁定書による和解案の受諾勧告を行ったが、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、生命保険相談所規程第 45 条第 2 項にもとづき、裁定不調により裁定手続きを終了することとした。